

赤穂市上下水道事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市上下水道事業管理規程第2号

赤穂市上下水道事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

赤穂市上下水道事業職員の給与に関する規程（昭和53年赤穂市水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の項金額の欄中「840円」を「1,120円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。